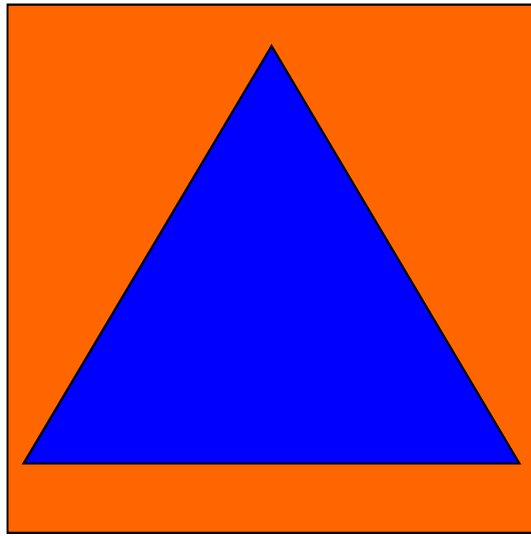


始良市国民保護計画



令和5年3月

始 良 市

目 次

第1編 総 論

第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続（法35⑧関係）	2
4	市国民保護計画の周知徹底	2
5	市地域防災計画等との関連	3
6	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	8
1	基本的人権の尊重（法3関係）	8
2	国民の権利利益の迅速な救済（法6関係）	8
3	国民に対する情報提供（法8関係）	8
4	関係機関相互の連携協力の確保（法3④関係）	8
5	国民の協力（法4関係）	8
6	高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9関係）	9
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法7関係）	9
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22関係）	9
9	本市の地域特性に配慮	9
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	10
1	関係機関の事務又は業務の大綱等	10
2	関係機関の連絡先	11
第4章	市の地理的、社会的特徴	12
1	地 形	12
2	気 候	13
3	人 口	14
4	道路の位置等	16
5	鉄道、港湾の位置等	16
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急対処事態	21

第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	23
第1節	市における組織・体制の整備	23
1	市の各部における平素の業務（法41関係）	23
2	市職員の参集基準等（法41関係）	24
3	消防機関の体制（法41関係）	25
4	国民の権利利益の救済に係る手続き等（法6関係）	26
第2節	関係機関との連携体制の整備	27
1	基本的考え	27
2	県との連携（法3④、16④関係）	27
3	近接市町との連携	28
4	指定公共機関等との連携（法3④関係）	28
5	ボランティア団体等に対する支援（法4③関係）	28
第3節	通信等の確保	29
1	非常通信体制の整備	29
2	非常通信体制の確保	29

第4節	情報収集・提供等の体制整備	30
1	基本的考え	30
2	警報等の伝達に必要な準備	31
3	安否情報の収集、整備及び提供に必要な準備	32
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	33
第5節	研修及び訓練	34
1	研修	35
2	訓練（法42関係）	35
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	37
1	避難に関する基本的事項	37
2	避難実施要領のパターンの作成（法61関係）	38
3	救援に関する基本的事項	38
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法79関係）	38
5	避難施設の指定への協力	39
6	生活関連等施設の把握等（法102関係）	39
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	41
1	市における備蓄（法142～146関係）	41
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	41
第4章	国民保護に関する啓発	43
1	国民保護に関する啓発（法43関係）	43
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	43

第3篇 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	45
1	市の初動体制の確保	45
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	47
第2章	市対策本部等の設置	48
1	市対策本部の設置（法27～30関係）	48
2	通信の確保	56
第3章	関係機関相互の連携	57
1	国・県の対策本部との連携（法3④関係）	57
2	知事・指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	57
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法20関係）	58
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託（法17～19関係）	58
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法151～153関係）	58
6	市の行う応援等	59
7	ボランティア団体等に対する支援等（法4③関係）	59
8	住民への協力要請（法4関係）	60
第4章	警報及び避難の指示等	61
第1節	警報の伝達等	61
1	警報内容の伝達等（法47関係）	61
2	警報の内容の伝達方法（法47関係）	62
3	緊急通報の伝達及び通知	63
第2節	避難住民の誘導等	64
1	県からの誘導処置の指示の通知	64
2	避難の指示の通知・伝達（法54④関係）	64
3	避難実施要領の策定（法61関係）	65
4	避難住民の誘導（法62関係）	67
第5章	救援	70
1	救援の実施（法76関係）	70

2	関係機関との連携	70
3	救援の内容	71
第6章	安否情報の収集・提供	72
1	安否情報の収集（法94、令23～25①関係）	72
2	県に対する報告（法94①、令25②関係）	73
3	安否情報の照会に対する回答（法95、令26関係）	73
4	日本赤十字社に対する協力（法96関係）	74
第7章	武力攻撃災害への対処	75
第1節	武力攻撃災害への対処	75
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法97②、⑥関係）	75
2	武力攻撃災害の兆候の通報（法98関係）	75
第2節	応急処置等	75
1	退避の指示（法112関係）	76
2	警戒区域の設定（法114①関係）	77
3	応急公用負担等（法113、令33関係）	78
4	消防に関する措置等（法117、119関係）	78
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	80
1	生活関連等施設の安全確保（法102③関係）	80
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法103、令28、29関係）	80
第4節	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	81
1	武力攻撃原子力災害への対処	81
2	NBC攻撃による災害への対処	83
第8章	被災情報の収集及び報告	86
第9章	保健衛生の確保その他の措置	87
1	保健衛生の確保	87
2	廃棄物の処理（法124関係）	87
第10章	国民生活の安定に関する措置	89
1	生活関連物資等の価格安定（法129関係）	89
2	避難住民等の生活安定等	89
3	生活基盤等の確保	89
第11章	特殊標章等の交付及び管理	90
1	特殊標章等	90
2	特殊標章等の交付及び管理（法158③関係）	91
3	特殊標章等に係る普及啓発	91
第12章	始良市の特性に応ずる対処	92
1	平素からの備え	92
2	警報及び避難	92
3	緊急物資の支援	93

第4編 復旧等

第1章	応急復旧	94
1	基本的な考え方	94
2	公共的施設の応急の復旧（法139関係）	94
第2章	武力攻撃災害の復旧	95
1	国における所要の法制の整備等	95
2	市が管理する施設及び設備の復旧（法141関係）	95
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	96
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法168関係）	96
2	損失補償及び損害補償（法159、160、令40～44関係）	96

3	総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161②関係）	96
---	-----------------------------	----

第5編 緊急処理事態への対処

1	緊急処理事態（法 172②関係）	97
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	97

資料編

関係機関の連絡先（※始良市国民保護協議会委員）	99
安否情報省令様式（第1号～第5号）	101
始良市内の主な施設	106
避難施設	110
備蓄物資リスト	112
避難実施要領	113

平成 30 年 1 月 一部改正
令和 4 年 3 月 一部改正
令和 5 年 3 月 一部改正

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務（法 3 ②、16 関係）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等及び存立危機事態における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ（法35関係）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第 2 項各号に掲げる以下の事項について定める。

- ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護法第16条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続（法35⑧関係）

（1）市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、始良市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

（2）市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事と協議し、市議会に報告し、公表する。（ただし、武力攻撃事態等及び存立危機事態における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 市国民保護計画の周知徹底

（1）市国民保護計画の周知徹底

市国民保護計画の内容は、県、近接市町、指定地方公共機関などの関係防災機関に周知徹底させるとともに、本計画の基本的な考え方などについて住民への周知を図る。

（2）市国民保護計画の運用・習熟

市国民保護計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、武力攻撃事態等においては迅速かつ的確な運用ができるようにしておくものとする。

5 市地域防災計画等との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づいて、風水害、地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するための計画であり、別の法体系によるものである。

しかしながら、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。

そこで、本計画では、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのない事項については、市地域防災計画等の定め例により対応する。

6 用語の定義

国民保護計画において用いる用語等の表記及び定義は、次のとおりとする。

(1) 法令の表記

用語等	定義
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号）
法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号） 特に必要な場合のみ国民保護法と記載する。
令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
国際人道法	第 1 ジュネーヴ条約、第 2 ジュネーヴ条約、第 3 ジュネーヴ条約、第 4 ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称
災 対 法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
警 職 法	警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）

(2) 機関名等の表記等

用語等	定義
国の対策本部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部
国の現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部、緊急対処事態現地対策本部
国の対策本部長	事態対策本部長、緊急対処事態対策本部長
国の現地対策本部長	武力攻撃事態等現地対策本部長、緊急対処事態現地対策本部長
県対策本部	鹿児島県国民保護対策本部、鹿児島県緊急対処事態対策本部

県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織
県対策本部長	鹿児島県国民保護対策本部長、鹿児島県緊急対処事態対策本部長
市対策本部	始良市国民保護対策本部、始良市緊急対処事態対策本部 市の区域において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関をいう。
市現地対策本部	始良市対策本部の事務の一部を行う組織
市対策本部長	市国民保護対策本部長、市緊急対処事態対策本部長
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 2 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 3 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 4 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
連 協 等	県の組織で地域振興連絡協議会及び各支庁をいう。
警察官等	警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第 63 条第 1 項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の自衛官をいう。

消防機関	市町村が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。

（3）特定の用語等

用語等	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。必要に応じて「災害」と記載する。
基本指針	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施について、国としての基本的な方針を示したもので、本計画を定める際の基準となるものをいう。
対処基本指針	武力攻撃事態等に至ったときの、国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な指針をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設として、知事があらかじめ指定した施設をいう。
収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等に本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために知事等が提供する施設をいう。
災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な者

	<p>3 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な者</p> <p>4 危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
NBC攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。 N (Nuclear「核」) B (Biological「生物」) C (Chemical「化学」)
ダーティボム	放射性物質を混入させた爆弾をいう。
インフラ施設	インフラはインフラストラクチャーの略。(産業や生活の基盤として整備される施設) 道路・通信・公共施設など産業や生活の基盤となる施設
トリアージ	病気や怪我の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決めること。災害時などの制約された条件下で1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
自主防災組織	住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織(災対法第2条第2項第2号)をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、令第27条に規定する施設をいう。
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質(生物を含む。)で令第28条に定めるものをいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域をいう。
生活関連物質等	食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活と関連性が高い又は国民経済上重要な物質又は役務をいう。
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。

緊急通行車両	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のため措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
---------------	--

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重（法5関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（法6関係）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供（法8関係）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に必要な情報を提供することが重要であるため、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報について、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法3④関係）

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と必要な情報の共有化を図るとともに、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力（法4関係）

市は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助等について、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法 9 関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法 7 関係）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法 22 関係）

市は、国、県等から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容に応じ、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 本市の地域特性に配慮

中山間地域を有するなどの本市の地理的、社会的特性に十分配慮する。

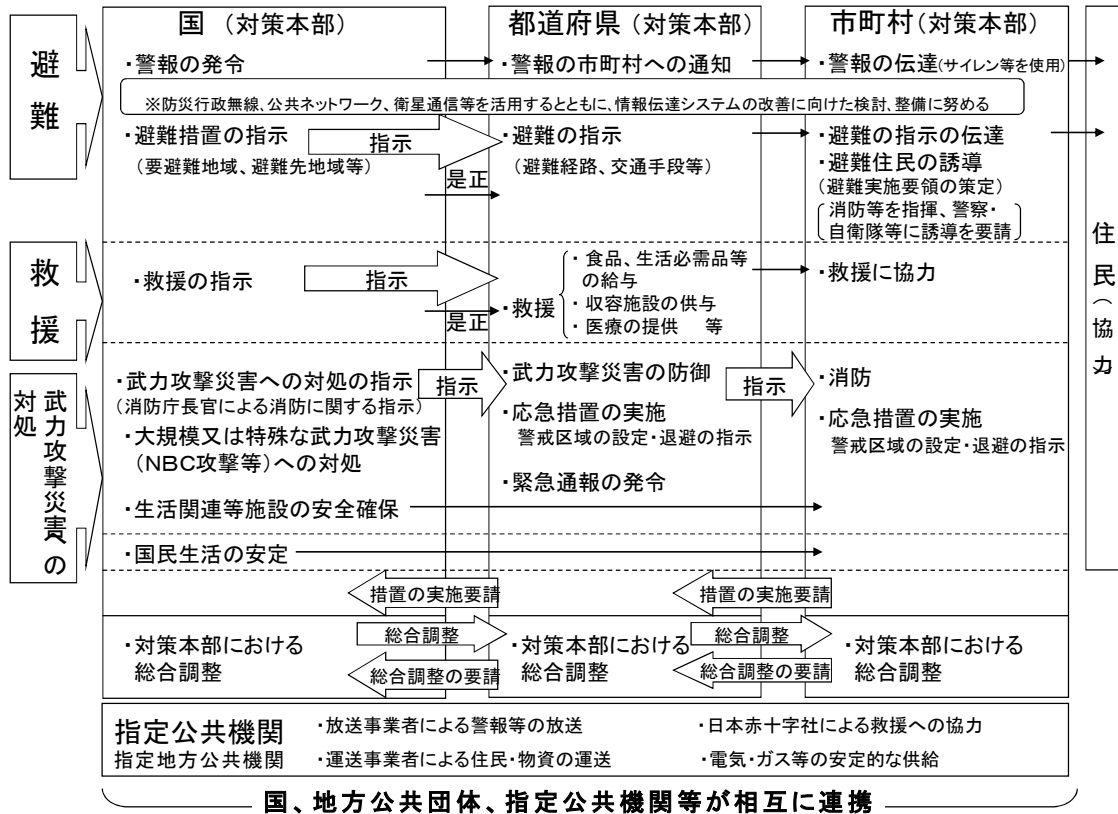
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱等

(1) 始良市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
始良市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情

	報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 10 緊急対処事態に関する措置の実施
--	---

(2) 消防本部の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
始良市 消防本部	1 組織の整備、訓練 2 避難住民の誘導、その他住民の避難に関する措置の実施 3 救援、安否情報の収集その他の避難住民等の救援に関する措置の実施への協力 4 武力攻撃災害の防除及び軽減、消防、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 5 緊急対処事態に関する措置の実施

(3) 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿児島県	1 国民保護計画の作成 2 鹿児島県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 12 緊急対処事態に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

資料編に記載する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地 形

始良市は、鹿児島県のほぼ中央部、薩摩・大隅半島の分岐点にあたり、東は霧島市、西は薩摩川内市に接しており、南は鹿児島市、鹿児島湾と隣接している。

始良市の約65%は山林で、中山間地域の一部と中部地域に大きく広がる水田地帯では水稻を主とした営農がなされている。また、鹿児島湾に面した南部地域では、比較的密集した市街地が形成されている。

市内を北から南に思川・別府川・網掛川等の主要河川が流れ、鹿児島湾に注いでいる。

(1) 位置、ひろがり

位 置	北緯 31 度 43 分 東経 130 度 37 分
ひろがり	東西 25 k m 南北 24 k m
面 積	231.32 k m ²

(2) 河 川

河 川 名	水系名	起 点	終 点
日木山川	日木山川	霧島市溝辺町崎森字前原	鹿児島湾
網 掛 川	網掛川	霧島市溝辺町竹下字宮床	鹿児島湾
宇曾ノ木川	網掛川	霧島市溝辺町麓字廣見	網掛川合流点
別 府 川	別府川	始良市蒲生町漆字滑	鹿児島湾
山 田 川	別府川	始良市北山字柳元	別府川合流点
前 郷 川	別府川	始良市蒲生町白男字小鹿倉	別府川合流点
田 平 川	別府川	始良市蒲生町北字渕上	前郷川合流点
西 浦 川	別府川	始良市蒲生町西浦字楠ヶ山	田平川合流点
平 田 川	別府川	始良市蒲生町久末字元日田	前郷川合流点
思 川	思 川	鹿児島市西佐多浦字諸木八重	鹿児島湾

(3) 山

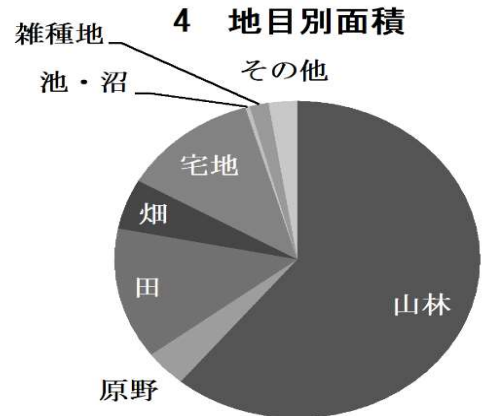
山名	標高(m)
烏帽子岳	702.9
赤崩	578.0
明石岳	483.5

山名	標高(m)
長尾山	680.0
瀬戸平山	546.0
真黒岳	470.0

山名	標高(m)
矢止岳	669.7
牟礼ヶ岡	529.0
惣林岳	450.0

(4) 地目別面積

地目	面積 (k m ²)	割合 (%)
山林	143.08	61.86
原野	6.03	2.61
田	20.46	8.84
畑	9.50	4.11
宅地	17.75	7.67
池・沼	1.22	0.53
雑種地	6.60	2.85
その他	26.68	11.53
合計	231.32	100.00

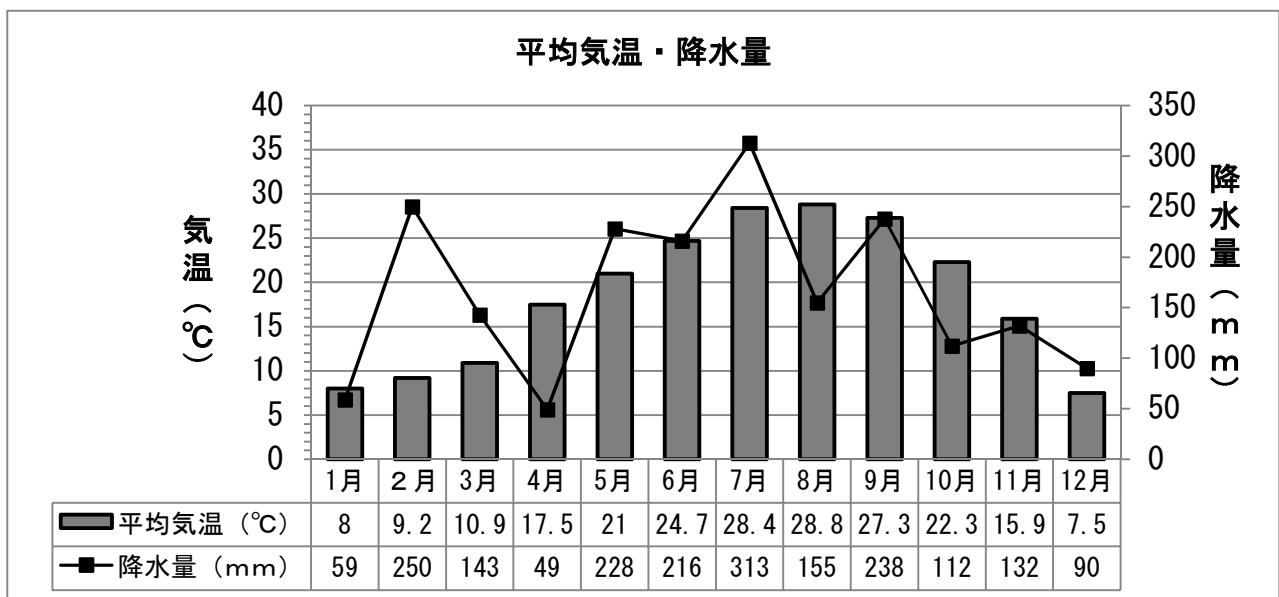


(5) 地区別面積

地区名	面積 (k m ²)	割合 (%)
始良地区	102,52	44.32
加治木地区	47,51	20.54
蒲生地区	81,29	35.14
合計	231,32	100.00

2 気候

気候は温暖で、年間平均気温は17度前後となっている。年間平均降雨量は約2,200ミリで大半が6～9月に集中している。



3 人口分布

人口は、市の中南部に集中しており、令和4年は世帯数 37,942 世帯、人口の総数 78,056 人（男 36,674 人、女 41,382 人）、人口密度 337.4 人（1 km²あたり）となっている。（令和5年3月現在の基本台帳による。）

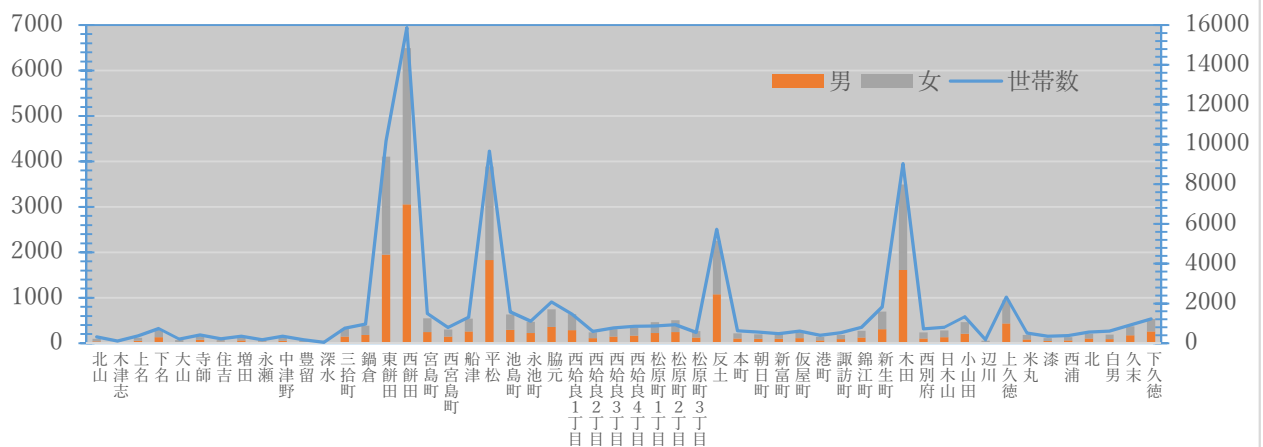
大字別世帯・人口数

（単位：世帯数、人）

大字名	世帯数	男	女	合計
北山	134	88	120	228
木津志	44	31	37	68
上名	160	124	150	274
下名	324	306	371	677
大山	92	61	84	145
寺師	183	164	174	338
住吉	106	81	84	170
増田	149	142	156	298
永瀬	75	75	84	159
中津野	152	144	172	316
豊留	72	61	69	130
深水	22	17	22	39
三拾町	326	334	383	717
鍋倉	420	423	473	896
東餅田	4,506	4,463	4,951	9,414
西餅田	7,115	7,073	7,975	15,048
宮島町	654	554	654	1,208
西宮島町	350	339	353	692
船津	592	617	651	1,268
平松	4,299	4,271	4,789	9,060
池島町	704	690	786	1,476
永池町	493	510	575	1,085
脇元	919	819	885	1,704
西始良1丁目	635	625	781	1,406
西始良2丁目	261	262	287	549
西始良3丁目	334	330	356	686

大字名	世帯数	男	女	合計
西始良4丁目	375	384	398	782
松原町1丁目	388	514	554	1,068
松原町2丁目	417	561	591	1,152
松原町3丁目	239	280	319	599
反土	2,518	2,439	2,735	5,174
本町	271	224	257	481
朝日町	249	227	225	452
新富町	204	213	234	447
仮屋町	261	246	282	528
港町	167	136	172	308
諏訪町	226	208	197	405
錦江町	348	279	337	616
新生町	785	707	869	1,576
木田	4,070	3,715	4,339	8,054
西別府	314	249	397	546
日木山	345	303	337	640
小山田	581	475	568	1,043
辺川	68	56	62	118
上久徳	1,011	998	1,131	2,129
米丸	226	186	223	409
漆	150	110	129	239
西浦	160	135	146	281
北	243	234	247	481
白男	253	201	217	418
久末	409	395	453	848
下久徳	543	595	636	1,231
合計	37,942	36,674	41,382	78,056

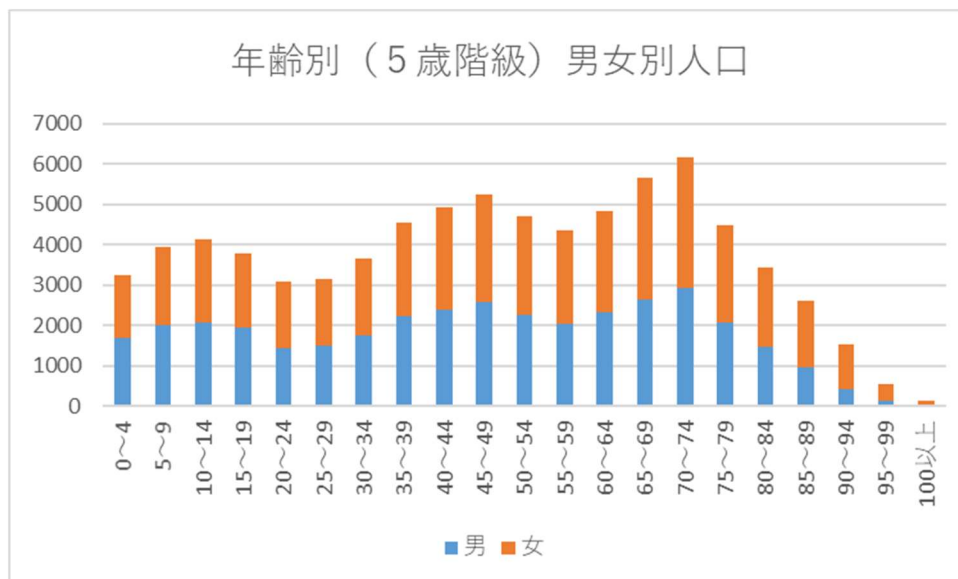
大字別人口



年齡別（5歲階級）男女別人口數

（單位：人）

	男	女	合計
0～4歲	1,670	1,582	3,252
5～9歲	2,011	1,912	3,923
10～14歲	2,065	2,052	4,117
15～19歲	1,934	1,842	3,776
20～24歲	1,435	1,648	3,088
25～29歲	1,500	1,640	3,140
30～34歲	1,738	1,911	3,649
35～39歲	2,210	2,340	4,550
40～44歲	2,374	2,535	4,909
45～49歲	2,564	2,679	5,243
50～54歲	2,264	2,439	4,703
55～59歲	2,019	2,347	4,366
60～64歲	2,309	2,521	4,830
65～69歲	2,641	3,016	5,660
70～74歲	2,934	3,240	6,174
75～79歲	2,055	2,410	4,465
80～84歲	1,471	1,961	3,432
85～89歲	940	1,659	2,599
90～94歲	411	1,104	1,515
95～99歲	118	496	554
100歲以上	11	105	116
合計	36,674	41,382	78,056
平均年齡	45	49	47



4 道路の位置等

主要な道路として、市内の南部を東西に延びる国道 10 号が東は霧島市、西は鹿児島市と繋がっており、また、国道 10 号とほぼ並行するようにして九州縦貫自動車道が通っており、市の東部に加治木 J．C．T、中央に桜島スマート I．C、西部に始良 I．C が設置されている。

その他主要道路として市内の東側には県道 391 号（県道下手山田帖佐線）が J R 帖佐駅からほぼ北方に走り、市立帖佐小学校西側の米山交差点で県道 42 号（主要地方道川内加治木線）と交差し、同交差点からさらに北に進行した山田口交差点で両県道は分岐し、県道 391 号は市立山田小中学校へ、県道 42 号は蒲生町方向へ延びる。

県道 391 号は、市立山田小学校北側の交差点で、県道 40 号（主要地方道伊集院蒲生溝辺線）に交差する。

また、県道 465 号（県道松原帖佐停車場線）が J R 帖佐駅から北に延び、旧国道 10 号と交差する帖佐駅前交差点から旧国道 10 号と重複して西に延び、運転免許試験場前交差点から南方に延びて同試験場に至る。

市内の西側には、県道 57 号（県道麓重富停車場線）が J R 重富駅南側の旧国道 10 号沿いにある重富交差点から国道 10 号バイパスと交差して北西方向に延び、始良 I．C、鹿児島市（旧吉田町）に至る。

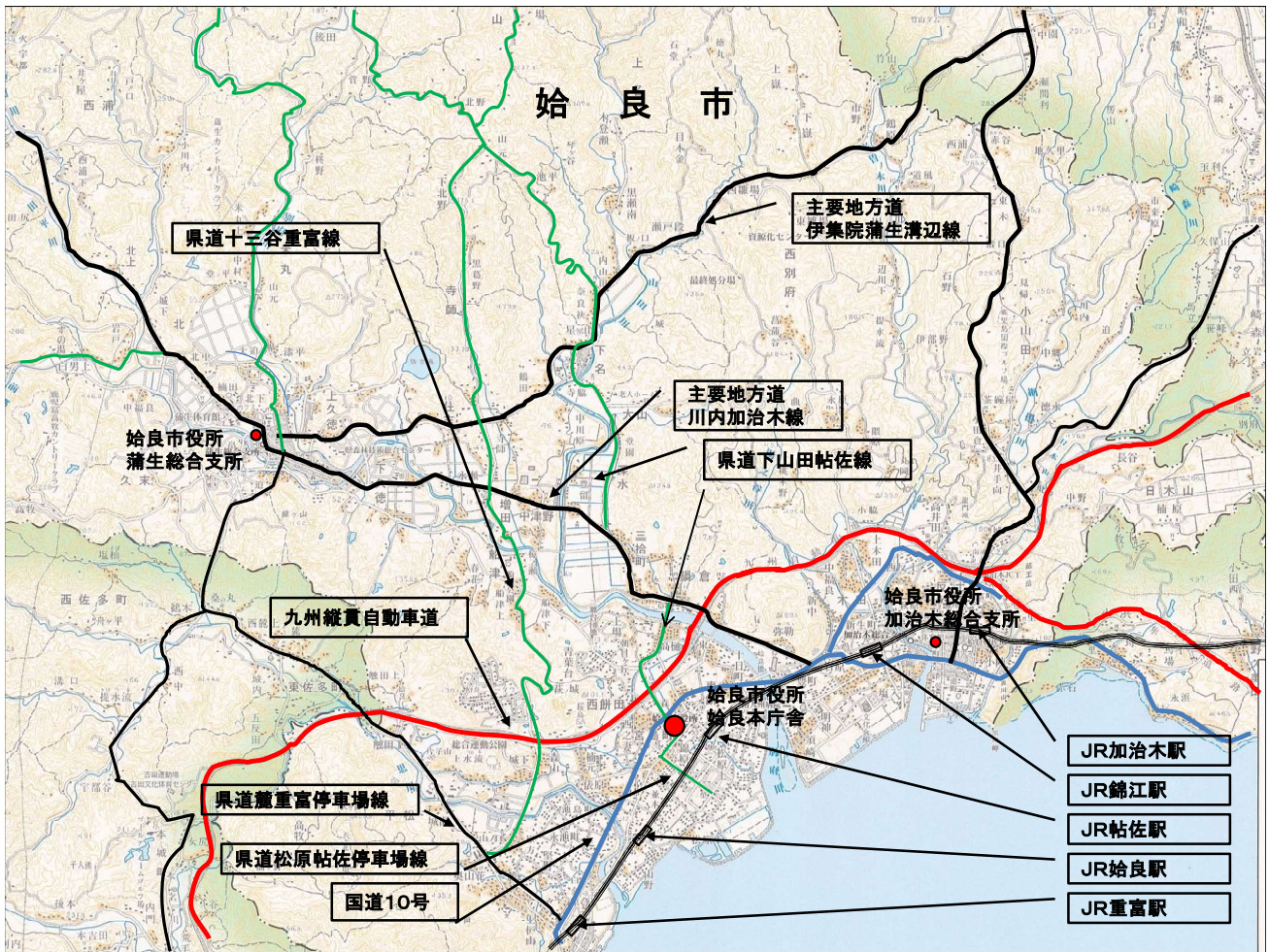
県道 57 号沿いにある株式会社イケダパン重富工場先の交差点からは、県道 446 号（県道十三谷重富線）が北東方向に延びており、始良ニュータウン、船津、市立三船小学校などを通して市内の北部地区である北山地区に至り、さらに北進すると薩摩川内市に至る。

5 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、J R 日豊本線が市内の南部をほぼ東西に走り、市内には東から J R 加治木駅、J R 錦江駅、J R 帖佐駅、J R 始良駅、J R 重富駅の 5 駅がある。

地方港湾として、加治木港が市の東部にあり、また、南東部に重富漁港がある。

市の道路、鉄道等の位置



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ア 着上陸侵攻
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ウ 弾道ミサイル攻撃
- エ 航空攻撃

(2) 類型ごとの特徴

ア 着上陸侵攻の場合

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。

特 徴	<ul style="list-style-type: none">・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。・ 他国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。・ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。・ 被害は、主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留意 点	<ul style="list-style-type: none">・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

特徴	<ul style="list-style-type: none"> 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設、自衛隊施設などに対する注意が必要である。 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。 ダーティボムが使用される場合がある。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、市町村、県警察は、第十管区海上保安本部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 事態の状況により、知事が緊急通報を発令したり、市町村長又は知事が退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合

特徴	<ul style="list-style-type: none"> 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

エ 航空攻撃の場合

特徴	<ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを他国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。 ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

意 点	<ul style="list-style-type: none"> その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
--------	--

(3) NBC攻撃の場合の対応

ア 核兵器等

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。 核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。 このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある
留 意 点	<ul style="list-style-type: none"> 避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

イ 生物兵器

特徴	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

ウ 化学兵器

特徴	<ul style="list-style-type: none"> 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 国、市町村等関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

始良市国民保護計画においては、緊急処理事態として、鹿児島県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	主な被害の概要
原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	主な被害の概要
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	主な被害の概要
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
水源地に対する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水摂取による人的被害や農作物等への被害である。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	主な被害の概要
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び所掌事務等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部における平素の業務（法41関係）

市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

※【市の各部における平素の業務】

部 名	平素の業務
総 務 部	<ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する業務の総括に関すること。・国民保護協議会の運営に関すること。・避難施設の運営体制の整備に関すること。・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。・安否情報の収集体制の整備に関すること。・国民保護措置についての研修及び訓練に関すること。・特殊標章等の交付等に関すること。・所管施設の安全確保に関すること。・国民保護対策本部等における広報体制の整備に関すること。・警報等の伝達体制の整備に関すること。・避難実施要領の策定に関すること。・所管施設の安全確保に関すること。
企 画 部	<ul style="list-style-type: none">・輸送機関の輸送能力の把握に関すること。・商工団体との連絡調整に関すること。・所管施設の安全確保に関すること。
市民生活部	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理に関すること。・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。・所管施設の安全確保に関すること。
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none">・救援に関する体制の整備に関すること。・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。・救援用食料の供給体制の整備に関すること。・所管施設の安全確保に関すること。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none">・林産物資の供給体制の整備に関すること。・漁港施設の把握、対策に関すること。

	・所管施設の安全確保に関すること。
建設部	・道路施設の把握、対策に関すること。
教育部	・公立学校における避難誘導の体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全確保に関すること。

2 市職員の参集基準等（法 41 関係）

（1）職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

（2）24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、始良市消防本部との連携を図るなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

（3）市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①情報収集体制	危機管理課職員が参集
②危機対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は各総合支所等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	① ②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

※ ①の体制を整えるかどうかの判断は、総務部長が行うものとし、②の体制を整えるかどうかの判断は、市長が行うものとする。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市 長	副市長（副本部長）	総務部長	危機管理監 兼危機管理課長

(6) 職員の所掌事務

市は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【参集した職員のための主な所掌事務】

体 制	所 掌 事 務
①情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び関係機関からの情報収集 ・ 県及び関係機関への情報提供・連絡 ・ 通信の確保
②市危機対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部の対策部、班に準じた所掌事務による。
③市国民保護対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務による。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保等
- オ 通信の確保

3 消防機関の体制（法 41 関係）

(1) 初動時の消防機関との連携体制

市は、消防本部における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等（法6関係）

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災対法第76条第3項第2後段)
	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項・第2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項・第2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、始良市文書取扱規程（平成22年始良市訓令第7号）の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保（法35③④関係）

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携（法3④、16④関係）

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部課室名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法35⑤関係）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

4 指定公共機関等との連携（法3④関係）

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、始良地区医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援（法4③関係）

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主

防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された鹿児島地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。また、非常通信の確保に当たっては、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）及び防災行政無線並びにFM緊急放送等により、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集 ・ 連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や市社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線について、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて鹿児島海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に対する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

市は、消防庁から配信される緊急避難行動に関する情報を受信した際は、防災

行政無線等を通じて住民に瞬時に情報提供を行うこととする。

なお、住民への情報提供は次のとおりとする。

国民保護関係情報		武力攻撃事態における警報（ゲリラ等）
		武力攻撃予測事態における警報（航空攻撃等）
		弾道ミサイル攻撃に係る警報
		緊急処理事態における警報（大規模テロ）
参 考	緊急地震速報	推定震度4以上
	津波予報	大津波警報
		津波警報
	火山情報	噴火警報レベル4以上
火口周辺警報（厳重警戒）		

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

<p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>(1) 氏名（フリガナ）</p> <p>(2) 出生の年月日</p> <p>(3) 男女の別</p> <p>(4) 住所（郵便番号を含む）</p> <p>(5) 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>(6) (1)～(5)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>(7) 現在の居所</p> <p>(8) 負傷又は疾病の状況</p> <p>(9) ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>(10) 安否情報の回答等についての希望等</p> <p>ア 親族・同居者への回答の希望</p> <p>イ 知人への回答の希望</p> <p>ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記(1)～(6)に加えて）</p> <p>(11) 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>(12) 遺体が安置されている場所</p>
--

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(様式次ページ)

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
始 良 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 始良市A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練（法 42 関係）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、始良市消防本部、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努力する。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的

な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自治会や自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

ケ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関 (国、県、民間事業者等) の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部・各分遣所の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難

な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係課を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校・事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成（法 61 関係）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整（法 76 関係）

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法 79 関係）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾・漁港 (港湾・漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供する等県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等（法 102 関係）

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当窓口部局
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	地域政策課 危機管理課
	2 号	ガス工作物	経済産業省	消防保安課
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	財産管理課
	6 号	放送用無線設備	総務省	広報課 道路維持課

	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾空港課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	〃
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川課 農地整備課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	消防保安課
	4号	高圧ガス	経済産業省	—
	5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省	危機管理課
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	危機管理課
	8号	毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律)	厚生労働省 農林水産省	—
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	消防保安課
	10号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)	畜産課 危機管理課
	11号	毒性物質	経済産業省	—

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて以下の警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び鹿児島海上保安部等との連携を図る。

- ア 来場者確認の徹底等の不審者対策
- イ 警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- ウ 職員及び警備員による見回り・点検
- エ ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄（法 142～146 関係）

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（法43関係）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民に期待される協力（法第4条関係）

市は、武力攻撃災害時において住民が自発的に行う協力事項について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

- ・住民の避難や被災者の救援の援助（法第70条第1項、法第80条第1項）
- ・消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助（法第115条第1項）
- ・保健衛生の確保に関する措置の援助（法第123条第1項）
- ・避難に関する訓練への参加（法第42条第3項）

(2) 住民がとるべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

(3) 備蓄に関する啓発

市は、住民に対し、防災における備蓄品とも関連し、食料品、飲料水、及び生活必需品について、3日間を目安として、各家庭に備えるように啓発を図る。

(4) 応急手当の普及

市は、日本赤十字社鹿児島県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

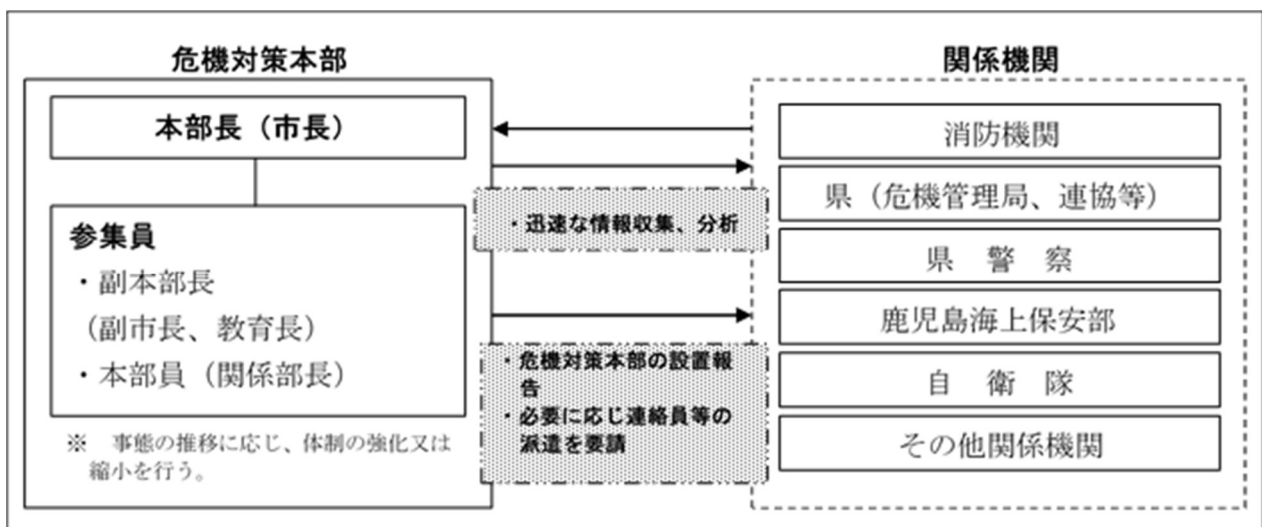
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 市の初動体制の確保

(1) 情報収集体制

市は、当該区域や周辺の海域において、武力攻撃災害等の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたもの本市に対して対策本部設置の指定がない場合で、総務部長が必要と認めたときは、速やかに情報収集体制を整え、情報収集に努めるとともに、県及び関係機関との連絡体制を確保する。

【市危機対策本部の構成等】



(2) 市危機対策本部等の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県、県警察及び消防機関に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市危機対策本部を設置する。市危機対策本部は、市対策本部員のうち、総務部長や危機管理監兼危機管理課長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

イ 市危機対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市危機対策本部を設置した旨について、県及び市議会に連絡を行う。

この場合、市危機対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

市は、市危機対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するなど必要な措置を行う。

市は、警職法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

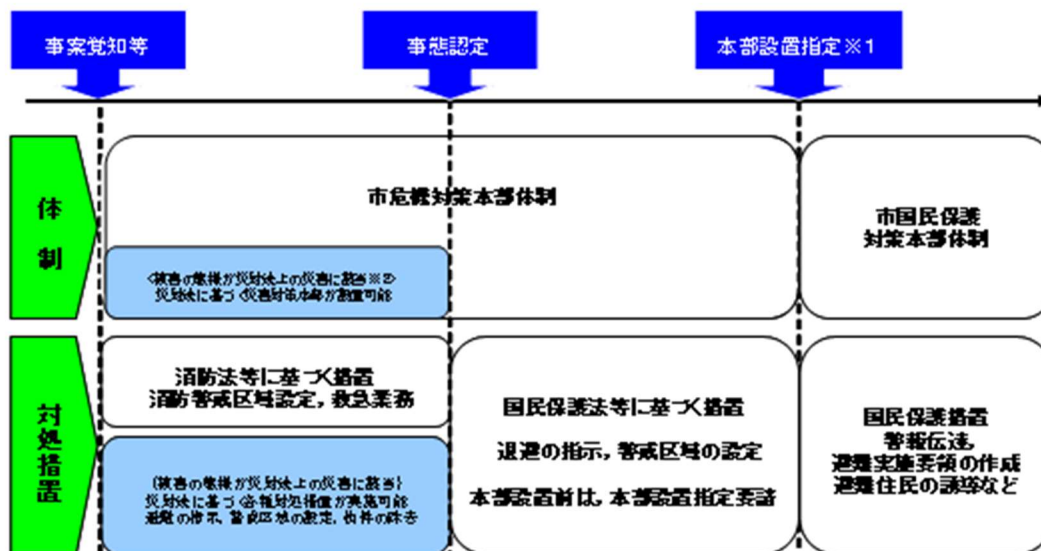
(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 市国民保護対策本部への移行に要する調整

市危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市危機対策本部は廃止する。

市対策本部の設置前に災対法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害以上の被害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ、又は、市危機対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置（法 27～30 関係）

（1）市対策本部の設置の手順（法 27①関係）

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎危機管理室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を、あらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により指定した予備施設の中から市対策本部を設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

（2）市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法 26②関係）

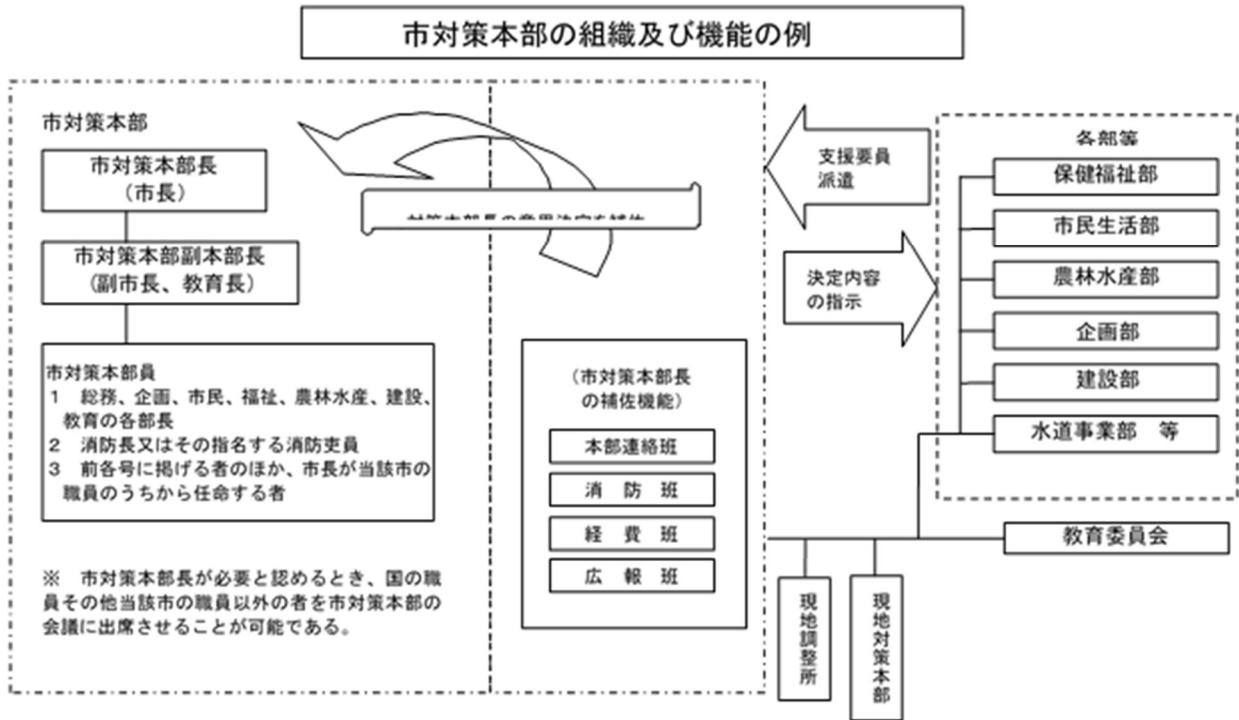
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう

要請する。

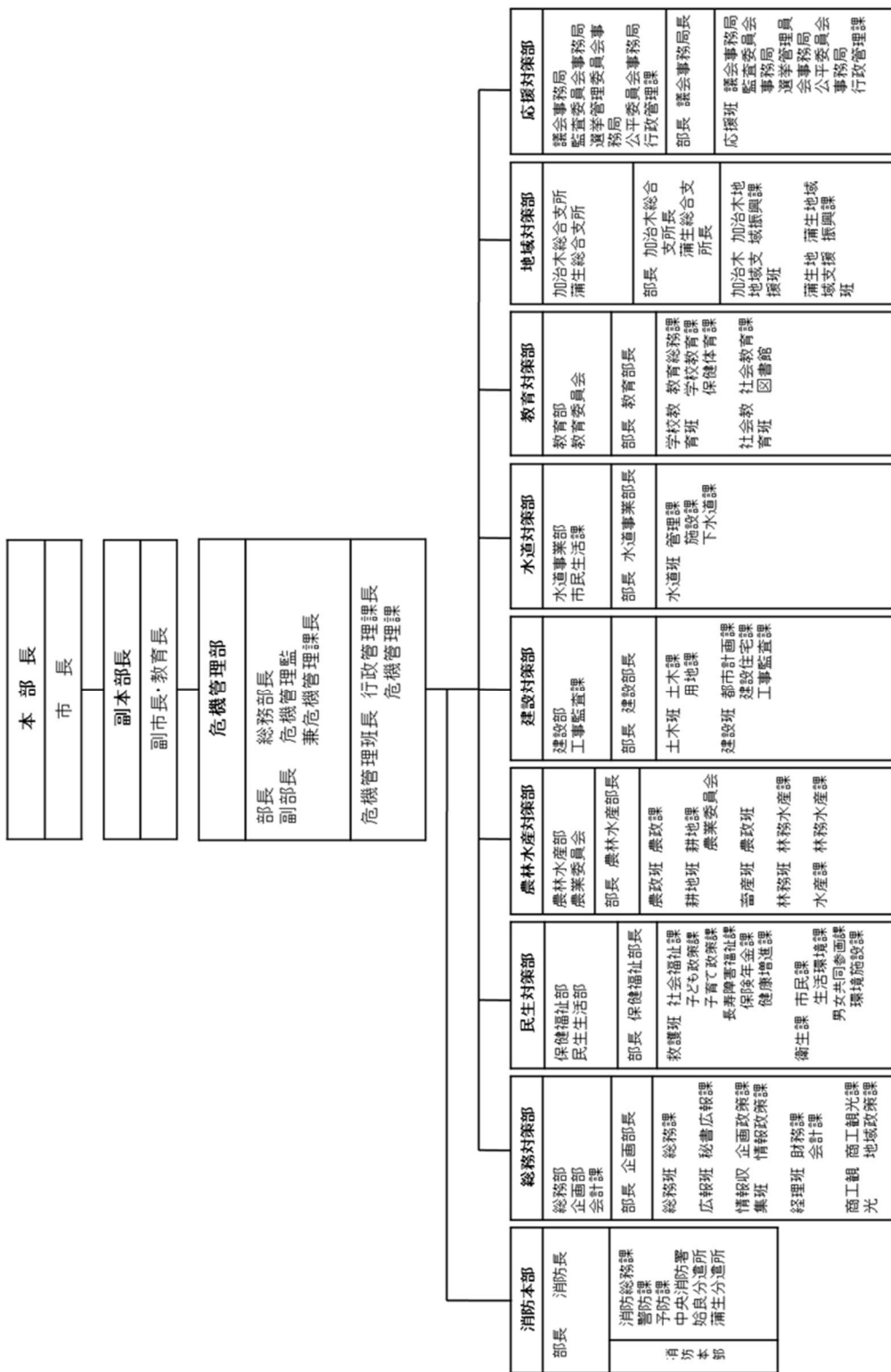
(3) 市対策本部の組織構成及び機能（法 28④関係）

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



始良市国民保護対策本部組織図



【市国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務】

対策部	班名	所掌事務
危機管理部	災害対策本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 ・本部会議に関する事 ・各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関する事 ・災害時における人員の動員及び調整に関する事 ・住民に対する警報の内容の伝達、緊急通報の内容の通知、避難の指示の伝達、退避の指示に関する事 ・国民保護等派遣に関する事 ・他市町村に対する応援派遣に関する事 ・安否情報の収集、提供に関する事 ・被害状況の把握及び県への報告に関する事 ・無線通信の運用及び保守に関する事 ・緊急通行車両に関する事 ・避難実施要領の策定に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人員の動員及び調整に関する事 ・避難施設の運営体制に関する事 ・他市町村に対する応援派遣に関する事 ・職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関する事 ・部内各班の連絡調整に関する事 ・職員の災害補償に関する事 ・職員の健康管理に関する事 ・災害に係る職員互助会及び共済組合との連絡調整に関する事 ・権利利益の救済に係る法制及び訟務に関する事 ・権利利益に関する文書の保存に関する事
総務対策部	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報に関する事 ・本部長及び副本部長の秘書に関する事 ・報道機関との連絡調整に関する事 ・被害状況等の写真撮影に関する事 ・災害視察者に関する事 ・本部長が特に命じたこと
	情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の取りまとめに関する事 ・避難住民の状況把握及び避難所との連絡に関する事 ・住民情報等のデータの出力に関する事 ・公共の交通機関の運行状況に関する事
	経理班	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策に必要な経費の予算経理に関する事 ・市有財産の災害調査に関する事 ・災害時における施設、機材の利用に関する事 ・車両の調整に関する事
	商工班	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会との連絡調整に関する事 ・商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事 ・観光客に対する災害情報の提供に関する事 ・被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関する事

民生対策部	救援班	<ul style="list-style-type: none"> ・救援の総括に関する事 ・救護物資の調達及び義損金品に関する事 ・救援状況の報告に関する事 ・日本赤十字社との総合調整に関する事 ・ボランティア活動の総合調整に関する事 ・罹災した高齢者、児童、母子世帯、身体障害者及び知的障害者等の援護に関する事
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・民生対策部の総括に関する事 ・保健所との連絡に関する事 ・災害時における防疫に関する事 ・災害時における感染症その他衛生施設の災害応急対策に関する事 ・災害用医薬品及び器材の調整に関する事 ・ごみ、し尿など廃棄物の応急対策に関する事 ・回収油の処分についての連絡調整に関する事 ・有害物質による環境汚染状況の把握に関する事 ・野生生物の保護に関する事 ・罹災者の医療救護（死体の検案を含む）に関する事 医療機関（医療法（昭和23年法律205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関する事 ・感染症予防に関する事
農林水産対策部	農政班	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係の災害調査及び報告に関する事 ・災害時における食料対策に関する事 ・始良・伊佐地域振興局農政普及課、農業団体との連絡に関する事 ・食の安全確保に関する事 ・農作物被害予防対策の確立及び普及に関する事
	耕地班	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設の災害調査及び報告に関する事 ・土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関する事 ・始良・伊佐地域振興局農村整備課との連絡に関する事
	畜産班	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産関係の災害調査及び報告に関する事 ・災害時における飼料対策に関する事 ・家畜伝染病予防及び防疫に関する事
	林務班	<ul style="list-style-type: none"> ・林業、治山関係施設の災害調査及び報告並びに応急措置に関する事 ・関係機関、団体との連絡に関する事
	水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産対策部総括に関する事 ・水産関係の災害調査及び報告に関する事 ・災害対策用物資の入手あっせんに関する事 ・漁業関係の災害調査及び報告に関する事

土木対策部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法（昭和24年法律第193号）に基づく諸対策に関する事 ・土木関係の災害調査及び報告に関する事 ・水位、流量その他の情報に関する事 ・労務対策に関する事 ・土木事務所との連絡に関する事 ・道路の応急措置に関する事 ・緊急輸送道路の確保に関する事 ・国の対策本部長が道路の利用指針を定める場合の意見聴取及び情報提供の求めへの対応に関する事 ・土木復旧事業の総括に関する事 ・公園、下水道等の都市施設の被害の調査及び対策に関する事 ・施行中の街路及び区画整理事業の施行地区の被害の調査並びに対策に関する事
	建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・建築関係の災害調査及び報告に関する事 ・市営住宅の被害の調査及び対策に関する事 ・住宅の応急修理（技術的事項）に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事
水道対策部	水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における水道の維持及び給水に関する事 ・水道関係の災害調査及び報告に関する事 ・飲料水及び飲食物の汚染状況調査に関する事 ・飲料水の摂取制限等及び供給に関する事
教育対策部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の災害調査及び報告に関する事 ・教育事務所との連絡に関する事 ・教職員の災害補償に関する事 ・児童及び生徒の避難その他の対策に関する事 ・授業に係る措置に関する事 ・災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の災害調査及び報告に関する事
地域対策部	地域支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・支所地域の情報収集及び連絡に関する事 ・支所地域の避難所運営に関する事 ・避難住民の状況把握及び避難所との連絡に関する事 ・支所地域の災害情報の取りまとめに関する事
応援対策部	応援班	<ul style="list-style-type: none"> ・特別に求められた応援に関する事 ・他の班の応援に関する事
消防本部		<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の総括に関する事 ・署内の所管に係る情報等の収集及び市対策本部長及び県への報告に関する事 ・武力攻撃災害応急対策に関する事 ・気象の観測に関する事 ・住民の避難誘導、救出等に関する事 ・救助用舟艇の調達、借上げ及び配置に関する事 ・警戒、警備、防ぎょ活動等に関する警察等との連絡調整に関する事 ・都市ガス、液化石油ガスその他の危険物に係る施設の武力攻撃

	災害による被害状況の把握及び復旧促進に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災防御に関すること ・ 傷病者の救急搬送に関すること ・ 行方不明者の捜索に関すること ・ 消防団の指揮監督に関すること ・ 救急消防援助隊の要請に関すること ・ 鹿児島県消防相互応援協定に基づく要請に関すること
--	---

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置（法 28⑧関係）

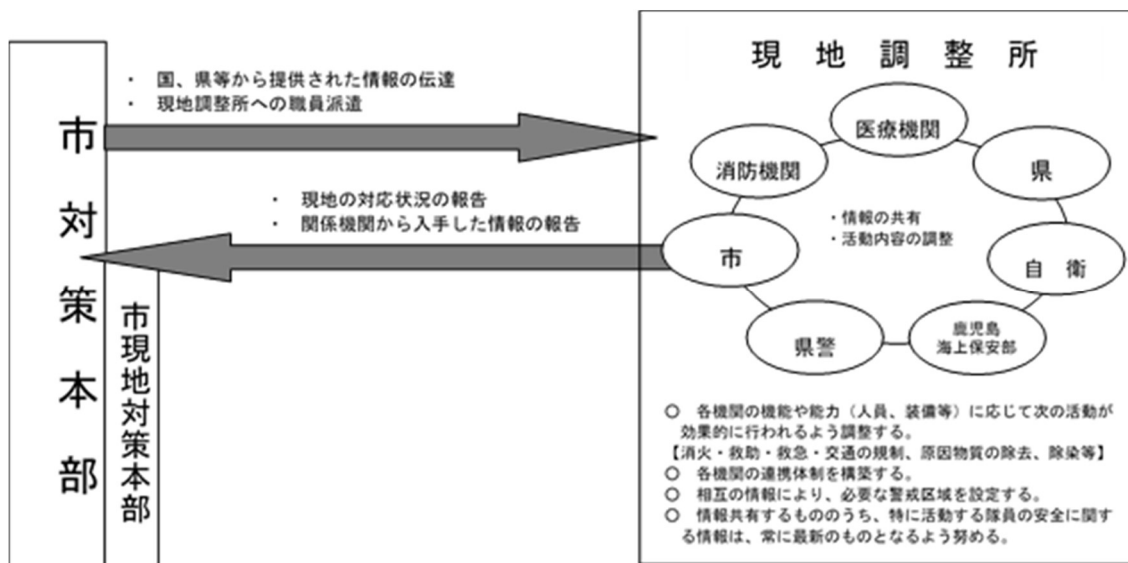
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要がある。

あると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



(7) 市対策本部長の権限（法 29⑤～⑩関係）

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法 29⑤関係）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請（法 29⑥⑦関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め（法 29⑧関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法 29⑨関係）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法 29⑩関係）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止（法 30 関係）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

市長は、市対策本部を廃止したときは、県及び市議会に市対策本部を廃止した旨を連絡する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携（法3④関係）

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請（法16④関係）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法16⑤関係）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法21③関係）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法 20 関係）

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては西部方面総監、海上自衛隊にあつては佐世保地方総監、航空自衛隊にあつては西部方面航空司令官を介して、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（同法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託（法 17～19 関係）

- (1) 他の市町村長等への応援の要求（法 17 関係）
 - ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求（法 18 関係）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託（法 19、令 4 関係）
 - ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法 151～153 関係）

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは

指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1) の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1) の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等（法 17、19 関係）

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21②関係）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等（法 4 ③関係）

- (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県及び市社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域

におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請（法 4 関係）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- 避難住民の誘導（法 70 関係）
- 避難住民等の救援（法 80 関係）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法 115 関係）
- 保健衛生の確保（法 123 関係）

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等（法47関係）

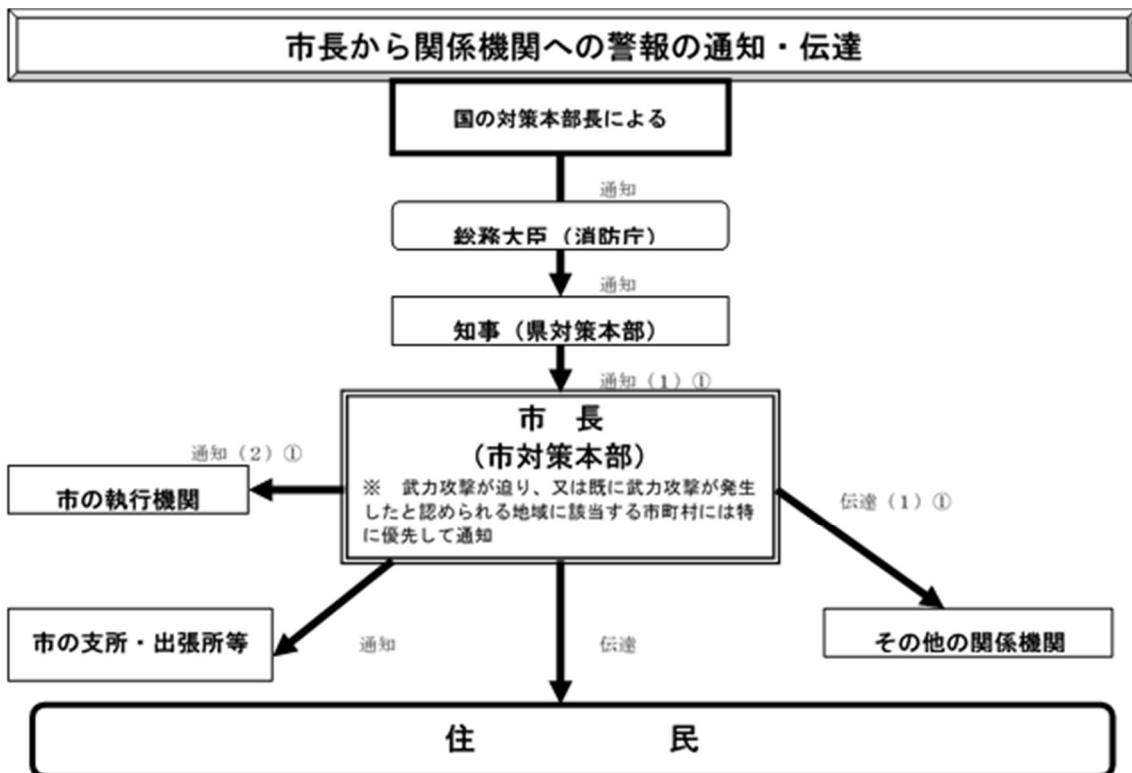
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡し、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.aira.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法（法 47 関係）

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段により、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワーク(Em-Net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部・消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うこととされている。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の保有する手段を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方におい

て、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

知事は、武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令することとされている。

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2節 避難住民の誘導等

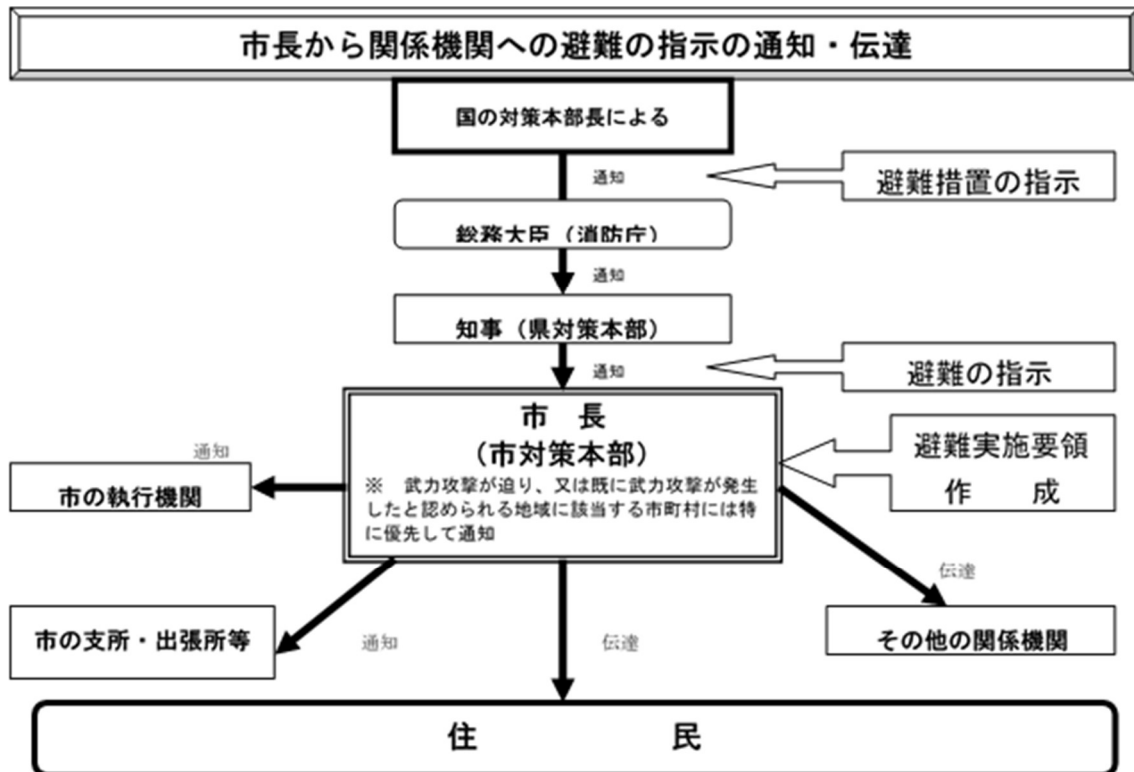
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 県からの避難措置の指示の通知

- (1) 市長は、県を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡する。
- (2) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

2 避難の指示の通知・伝達（法54④関係）

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

3 避難実施要領の策定（法 61 関係）

（1）避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【県国民保護計画の避難実施要領の記載項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 観光客等への対応
- ⑩ 要避難地域における残留者の確認
- ⑪ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑫ 避難住民の携行品、服装
- ⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

（2）避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

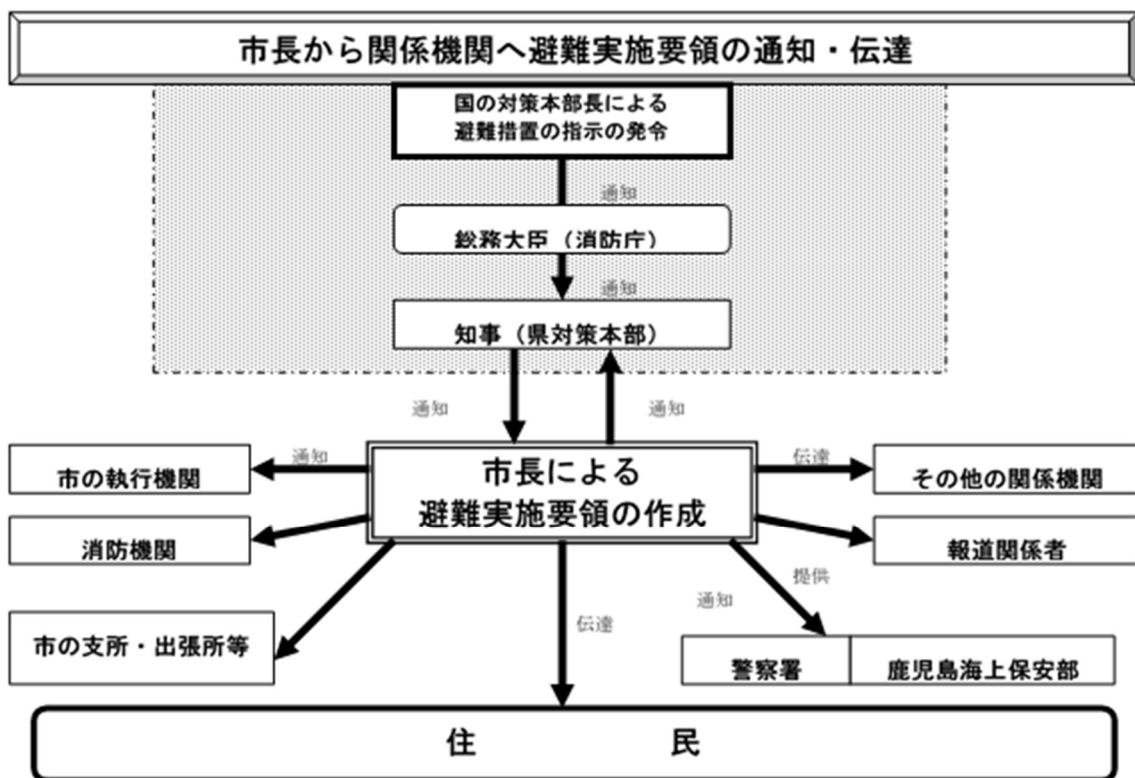
ウ 避難住民の把握

- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
 - オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
 - カ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
 - キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
 - ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
 - ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
 - コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
- (3) 避難実施要領の内容の伝達等（法 61③関係）

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、県、警察署長、鹿児島海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



4 避難住民の誘導（法 62 関係）

（1）市長による避難住民の誘導（法 62 関係）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮するとともに、始良市消防本部と連携し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

（2）消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うこととされている。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

（3）避難誘導を行う関係機関との連携（法 63、64 関係）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報

共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客運送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(8) 残留者等への対応（法 66 関係）

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等（法 18 関係）

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等（法 71、72 関係）

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置（法 69 関係）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救 援

市は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事が行う救援に関する措置を補助する必要がある。また、知事から救援に関する措置を講ずべき指示があった場合には、市長は、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容や施方法等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施（法 76 関係）

（1）救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（2）救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

（1）県への要請等（法 16、18 関係）

市長は、知事からの事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

（2）他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社鹿児島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め（法 79 関係）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等（法 75③、令 10、11 関係）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

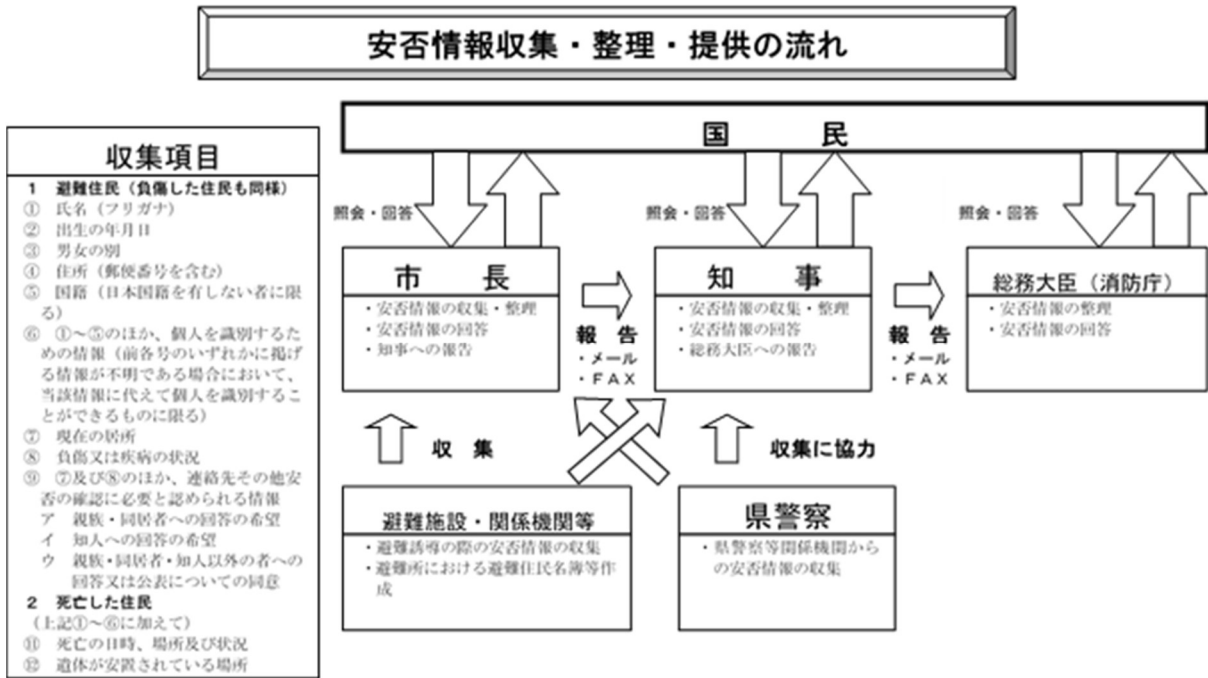
(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集（法 94、令 23～25①関係）

（1）安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する学校等からの情報収集、県警察、指定地方公共機関等への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

（2）安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

（3）安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性

の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告（法 94①、令 25②関係）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムを使用できない場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答（法 95、令 26 関係）

（1）安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第 3 条に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

（2）安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第 5 号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（3）個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法 96 関係）

市は、日本赤十字社鹿児島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法97②、⑥関係）

(1) 武力攻撃災害への対処（法97②関係）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請（法97⑥関係）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保（法22関係）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や資機材の活用等、安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法98関係）

(1) 市長への通報（法98②関係）

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報することとされている。

(2) 知事への通知（法98③関係）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示（法 112 関係）

（1）退避の指示（法 112①～④関係）

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示（一例）】

- ・ 「〇〇市×丁目、△△市〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- ・ 「〇〇市×丁目、△△市〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

イ 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ・ N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

（2）退避の指示に伴う措置等（法 112③、④、⑥、⑦、⑧関係）

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等（法 22 関係）

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員及び消防団員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び鹿児島海上保安部と現地調整所等で連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員等に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定（法 114①関係）

(1) 警戒区域の設定（法 114①関係）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、鹿児島海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関

との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保（法 22 関係）

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等（法 113、令 33 関係）

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等（法 117、119 関係）

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を

活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合は、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調

整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部・消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

エ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保（法 102③関係）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うこととされている。また、自ら必要があると認めるときも、同様に支援することとされている。

(3) 市が管理する施設の安全の確保（法 102③、④関係）

生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、鹿児島海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103、令 28、29 関係）

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対 象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）

【措 置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
（危険物については、消防法第 12 条の 3、毒物劇物については、国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第 4 節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、薩摩川内市に所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響を鑑み、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措置の実施

市は、国民保護その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じて措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理

者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)もしくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所轄する消防機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 住民の避難誘導等

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合には、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通報する。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに国の対処方針や被害措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な対策を講ずる。

(6) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求

める。

(7) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 職員の安全確保

市長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施(法114関係)

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施(法107関係)

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携(法97⑥関係)

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関

係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所が行う消毒等の措置に協力する。

市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び関係消防本部の管理者若しくは長の権限（法 108. 令 31 関係）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、関係消防本部の管理者若しくは長も同様に、権限を行使することとされている。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃 棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止

3号	死 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃 棄
5号	建 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6号	場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げ事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 措置に必要な土地等への立入り（法107、109、令32関係）

ア 市は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶（以下「土地等」という。）に立ち入らせることができる。

イ 他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

ウ この場合において、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。

ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りではない。

(7) 要員の安全の確保（法22関係）

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県及び県警察等の関係機関からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

・被災情報の収集及び報告（法 126、127 関係）

- 1 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、鹿児島海上保安部との連絡を密にする。
- 3 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- 4 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県、始良地区医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び始良地区医師会と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理（法 124 関係）

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

（2） 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源環境局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法 129 関係）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給（法 134②関係）

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（2）公共的施設の適切な管理

道路等の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

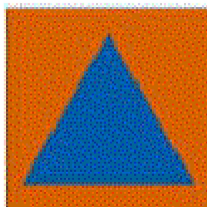
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章
（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書
（様式のひな型は下記のとおり。）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

<p>表面</p>	<p>裏面</p>
-----------	-----------

（日本工業規格 A7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

2 特殊標章等の交付及び管理（法 158③関係）

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使せる。

（1）市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（2）消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（3）水防管理者

- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第 12 章 始良市の特性に応ずる対処

始良市は南北 25 k m、東西 24 k m とほぼ四角い形をしており、地形の約 65% が山林原野でそのほとんどが北西部に分布している。このように中山間地域が多いという本市の地理的特性に応ずる国民保護措置に係る必要な事項について、以下のとおり定める。

1 平素からの備え

(1) 把握しておくべき情報

- ア 各地区の住民数・世帯数及び避難時の災害時要援護者
- イ 各地区に通ずる道路、ヘリコプター着陸適地
- ウ 各地区の一時的に避難する場所及び経路

(2) 通信設備の整備

市は、防災行政無線及び広域に警報を伝達できるサイレン等を整備する。

(3) 訓練

市は、県警察、消防機関等と連携して警報等の伝達及び住民の避難、特に孤立化のおそれのある集落の避難等について訓練する。

2 警報及び避難

(1) 警報及び避難の指示の伝達

警報及び避難の指示の伝達にあたっては、防災行政無線、サイレン及び消防その他の広報車等により迅速かつ漏れのない伝達を図る。

(2) 避難経路の確保

市は、県警察、消防機関等と連携して、利用できる全ての避難経路の状況を確認するとともに、道路途絶が発生している場合は、関係機関と協力して速やかに修復する。

なお、状況によっては、海上からの避難及びヘリコプターでの避難について、県と調整する。

(3) 避難及び避難の誘導

避難の実施にあたっては、一括して運送できる場所までの移動は、県及び県警察の意見を聴いた上で自家用車等を含む運送手段を活用して、速やかな避難を図る。この際、災害時要援護者をはじめ高齢者の避難には、所要の誘導員等を派遣して支援するとともに、武力攻撃等による危険が予測される地区については、自衛隊の国民保護等派遣を要請するなど避難の安全を図る。

(4) 避難完了の確認

市は、県警察、消防機関等と連携して、住居地区及びその他の地区について、避難の完了を確認する。

3 緊急物資の支援

市は、道路途絶等により長期間避難が遅延する場合は、食料、飲料水等の緊急物資の支援を県に要請し、又は自ら支援する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等（法 139 関係）

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請（法 140 関係）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧（法 139 関係）

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧（法 141 関係）

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法 168 関係）

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償（法 159、160、令 40～44 関係）

(1) 損失補償（法 159 関係）

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償（法 160 関係）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161②関係）

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態（法172②関係）

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

関係機関の連絡先（※始良市国民保護協議会委員）

名 称	委員名／担当部署	所在地	電話・FAX・Email
始良市役所	市 長 _____ 総務部危機管理課	始良市宮島町 25	Tel:0995-66-3111 (231) Fax:0995-65-7112 Email:bosai@city.aira.lg.jp
始良警察署	署長 _____ 警備課	始良市東餅田 3885-1	Tel:0995-65-0110 Fax:0995-62-3901
鹿児島国道事務所 加治木維持出張所	所長 _____	始良市加治木町 日木山 85	Tel:099-216-3127 Fax:0995-63-1587
鹿児島海上保安部	部長 _____ 管理課	鹿児島市泉町 18-2-50	Tel:099-222-6680 Fax:099-222-6680
陸上自衛隊 第 1 2 普通科連隊	第 4 中隊長 _____	霧島市 国分福島 2-4-14	Tel:0995-46-0350 (242) Fax:0995-45-1536
鹿児島県 始良伊佐地域 振興局総務企画部	部長 _____ 総務企画課	始良市加治木町 諏訪町 12	Tel:0995-63-8106 Fax:0995-63-8108 Email:airaisa-soumu@ pref.kagoshima.lg.jp
鹿児島県 始良伊佐地域振興 局保健福祉環境部	部長 _____ 健康企画課	霧島市隼人町 松永 3320-16	Tel:0995-44-7962 Fax:0995-44-7969 Email:airaisa-kenkou- kikaku@pref.kagoshima.lg.jp
鹿児島県 始良伊佐地域 振興局農林水産部	部長 _____ 農林水産総務課	始良市加治木町 諏訪町 12	Tel:0995-63-8141 Fax:0995-63-8144
鹿児島県 始良伊佐地域 振興局建設部	部長 _____ 建設総務課	始良市加治木町 諏訪町 12	Tel:0995-63-8341 Fax:0995-63-8345
始良市消防本部	消防長 _____ 消防本部警防課	始良市加治木町 木田 2040	Tel:0995-63-3287 Fax:0995-63-3291
九州電力株式会社 霧島営業所	所長 _____ 計画グループ	霧島市 国分野田東 1-50	Tel:0120-986-803 Fax:0995-45-9144
NTT 西日本 鹿児島支店	災害対策室長 _____ 設備部災害対策室	鹿児島市 松原町 4-26	Tel:099-227-9689 Fax:099-224-9598

名 称	委員名／担当部署	所在地	電話・FAX・Email
郵便事業株式会社 加治木支店	支店長 _____	始良市加治木町 本町 176	Tel:0995-62-2410
始良市議会	議長 _____ 議会事務局	始良市宮島町 25	Tel:0995-66-3111 Fax:0995-65-7112
始良市消防団	団長 _____ 始良市消防本部 警防課	始良市加治木町 木田 2040	Tel:0995-63-3287 Fax:0995-63-3291
始良校区コミュニティ 協議会連絡会	会 長 _____		
始良校区コミュニティ 協議会連絡会	副会長 _____		
始良校区コミュニティ 協議会連絡会	副会長 _____		
鹿児島県	危機管理局 危機管理課 防災係	鹿児島市 鴨池新町 10-1	Tel:099-286-2111 099-286-2256 (直通) Fax:099-286-5519 Email:kiki@pref.kagoshima. lg.jp

安否情報省令様式（第1号～第5号）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入住民（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備考	

- (注 1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

- (注 1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑩～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

- (注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報回答書

殿	年 月 日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

始良市内の主な施設

	施設名	所在地	電話番号
庁舎	始良市役所	宮島町 25	66-3111
	〃 加治木総合支所	加治木町本町 253	62-2111
	〃 蒲生総合支所	蒲生町上久徳 2399	52-1211
	〃 山田出張所	下名 1188	66-5242
	〃 重富出張所	平松 6252	66-4502
	〃 北山出張所	北山 849-3	68-0328
	〃 木津志出張所	木津志 1844-2	68-0256
	〃 水道事業部	船津 138	65-3450
保健福祉医療	始良市立北山診療所	北山 842	68-0282
	始良市福祉事務所	宮島町 25	66-3111
	〃 始良保健センター	西餅田 3311-1	65-6115
	〃 加治木保健センター	加治木町本町 253	62-2111
	〃 地域包括支援センター	宮島町 25	64-5537
	〃 地域包括支援センター加治木	加治木町本町 253	62-2111
	〃 地域包括支援センター蒲生	蒲生町上久徳 2399	52-1211
	〃 始良高齢者福祉センター	西餅田 3311	65-3218
	〃 加治木ふれあいセンター	加治木町本町 380	62-4008
	〃 蒲生高齢者福祉センター	蒲生町白男 347	52-1400
	〃 あいら子育てサポートセンター	宮島町 13-9	65-7757
	〃 加治木ファミリーサポートセンター	加治木町本町 393	62-2041
	〃 始良市社会福祉協議会	宮島町 13-9	65-7757
	〃 〃 加治木支所	加治木町本町 393	62-2041
〃 〃 蒲生支所	蒲生町白男 347	52-1400	
公民館・コミュニティ	始良市始良公民館	西餅田 589	66-2044
	重富地区公民館	平松 6252	65-2270
	帖佐地区公民館	鍋倉 646-3	65-3155
	松原地区公民館	東餅田 3141	65-7478
	山田地区公民館	下名 1188	65-2501
	脇元地区公民館	脇元 158	65-1648
	〃 三叉コミュニティセンター	寺師 818-3	67-3817
	〃 上名地区農村振興センター	上名 2683-2	68-0048
	〃 始良市働く女性の家	西餅田 3311-1	65-7843

イ	始良市加治木福祉センター	加治木町本町 393	63-2080
	始良市蒲生公民館	蒲生町白男 341	52-1771
	蒲生ふれあいセンター(旧町民センター)	蒲生町上久徳 2336-1	52-9811
ホ ー ル ・ 文 化	始良市文化会館加音ホール	加治木町木田 5348-185	62-6200
	始良市郷土芸能等伝承館	北山 852-1	54-4125
	始良市歴史民俗資料館	東餅田 498	65-1553
	加治木郷土館	加治木町仮屋町 250	62-2605
	椋鳩十文学記念館	加治木町反土 2624-1	62-4800
図 書 館	始良市立中央図書館	西餅田 489-3	64-5600
	〃 加治木図書館	加治木町仮屋町 250	62-2605
	〃 蒲生公民館図書室	蒲生町白男 341	52-1771
温 泉 ・ 物 産	始良市温泉センター(龍門滝温泉)	加治木町木田 5271-1	62-2488
	始良市温泉センター(くすの湯)	蒲生町白男 1504	52-9976
	蒲生物産館(くすくす館)	蒲生町上久徳 2539-1	54-3099
	蒲生観光交流センター	蒲生町上久徳 2308-1	52-0748
小 学 校	加治木小学校	加治木町反土 2955	62-3156
	柁城小学校	加治木町仮屋 248	63-2552
	永原小学校	加治木町西別府 594	62-2816
	錦江小学校	加治木町錦江 74	62-2359
	竜門小学校	加治木町小山田 1363	63-3446
	始良小学校	西餅田 2726	65-5655
	北山小学校	北山 3783	68-0280
	建昌小学校	東餅田 2405	65-2004
	松原なぎさ小学校	松原町1丁目23番1号	73-7931
	重富小学校	平松 5636	65-2115
	帖佐小学校	鍋倉 663	65-2036
	西始良小学校	西始良 1-37-1	66-1870
	三船小学校	増田 399	65-2371
	山田小学校	下名 1018	65-2506
	漆小学校	蒲生町漆 317	52-8600
	中 学 校	蒲生小学校	蒲生町上久徳 2252
西浦小学校		蒲生町西浦 815	52-0314
加治木中学校		加治木町反土 2162	63-1111
重富中学校		平松 7092	65-2109

校	帖佐中学校	西餅田 1586	65-2021
	山田中学校	下名 977	66-2504
	蒲生中学校	蒲生町北 10	52-0100
高等学校	加治木高等学校	加治木町仮屋町 211	63-2052
	加治木工業高等学校	加治木町新富町 131	62-3166
	蒲生高等学校	蒲生町下久徳 848-2	52-1155
	龍桜高等学校	加治木町木田 5348	63-3001
	県立加治木特別支援学校	加治木町木田 1784	63-5729
スポーツ・教育	始良市総合運動公園	平松 2392	66-4815
	始良市蒲生体育館(おおくすアリーナ)	蒲生町北 24-1	54-3356
	始良市始良体育センター	平松 6242	65-2270
	北山野外研修センター	北山 852	68-0281
	スターランドAIRA(天文台)	北山 997-16	68-0688
	始良市立加治木学校給食センター	加治木町木田 4388	63-2553
	〃 蒲生学校給食センター	蒲生町北 10	52-0616
消防・警察	始良市消防本部	加治木町木田 2040	63-3287
	始良分遣所	平松 2964-6	64-5559
	蒲生分遣所	蒲生町白男 1948-1	52-0279
	始良警察署	東餅田 3885-1	65-0110
	加治木中央交番	加治木町木田 4016-7	63-3670
	始良交番	西餅田 464-3	65-2131
	蒲生駐在所	蒲生町上久徳 2407	52-0200
その他の	あいら清掃センター	加治木町西別府 5438-1	63-1308
	あいら最終処分場	加治木町西別府 5438-1	62-6311
	あいら斎場	鍋倉 400	65-4600
	龍門陶芸・健康の里(陶夢ランド)	加治木町小山田 1583-1	62-1000
	さえずりの森管理センター	加治木町西別府 3490	62-6666
	始良生活改善センター	北山 849-3	68-0328
	始良農産加工センター	北山 852-6	68-0233
	加治木生活改善センター	加治木町西別府 4657-2	62-0743
	加治木農産加工センター	加治木町西別府 3056-2	63-4133
	小山田農産加工センター	加治木町小山田 5943-31	62-0045
	蒲生農産加工センター	蒲生町漆 312-1	52-8604
	始良市シルバー人材センター	西餅田 3311-1	65-7011

	始良市シルバー人材センター加治木支部	加治木町反土 1010-2	62-0051
	始良市シルバー人材センター蒲生支部	蒲生町上久徳 2336-1	52-9775
	イオンタウン始良	西餅田 2641-1	67-6400
国 ・ 県 ・ 郵 便 局	始良郵便局	鍋倉 1483-3	65-3051
	山田郵便局	下名 1068-1	65-3053
	三船郵便局	増田 436	65-5490
	重富郵便局	脇元 227-2	65-3052
	帖佐駅前郵便局	宮島町 27-7	65-3050
	加治木郵便局	加治木町本町 176	62-2414
	郵便事業(株)加治木支店	加治木町本町 176	62-2413
	加治木須崎郵便局	加治木町木田 1720	63-4800
	蒲生郵便局	蒲生町上久徳 2441	52-0042
	イオンタウン始良店内郵便局	東餅田 336	66-6530
	加治木税務署	加治木町諏訪町 13	62-2161
	加治木検察庁	加治木町仮屋町 89-1	62-2244
	加治木年金事務所	加治木町諏訪町 113	62-3511
	鹿児島地方家庭裁判所加治木支部	加治木町仮屋町 95	62-2666
	加治木簡易裁判所	加治木町仮屋町 95	62-2666
	加治木労働基準監督署	加治木町新富町 98-6	63-2035
	鹿児島国道事務所加治木維持出張所	加治木町日木山 85	099-216-3127
	鹿児島県警察学校	平松 4211-1	65-8884
	鹿児島県防災研修センター	平松 6252	64-5251
	鹿児島県学校給食会	脇元 1066-1	67-3611
	鹿児島県県民の森管理事務所	北山 3464-119	68-0557
	鹿児島県総合運転免許試験場	東餅田 3937	65-2295
	鹿児島県立始良高等技術専門校	西餅田 1120	65-2247
	鹿児島県森林技術総合センター	蒲生町上久徳 182-1	52-0074
	鹿児島県始良・伊佐地域振興局	加治木町諏訪町 12	63-3111
	始良家畜保健衛生所	加治木町木田 1641-1	62-3070

避難施設

	避難施設	所在地	電話番号	避難地域
1	加治木工業高等学校	加治木町新富町 131	62-3166	(城東第1地区)
2	加治木福祉センター	加治木町本町 393	63-2080	(城南地区、城東地区)
3	柁城小学校	加治木町仮屋町 248	63-2552	(城北地区)
4	加治木保健センター	加治木町本町 253	62-2111	(城西地区、城南地区)
5	加治木中学校	加治木町反土 2162	63-1111	(木田第1地区、城北地区)
6	木田自興館	加治木町木田 3409-4	63-4397	(木田第2地区)
7	加治木小学校	加治木町反土 2955	62-3157	(木田第2地区、 木田第3地区)
8	錦江小学校	加治木町錦江町 74	62-2360	(錦江第1地区、 錦江第2地区)
9	文化会館「加音ホール」	加治木町木田 5348-185	62-6200	(錦江第1地区)
10	県立加治木特別支援学校	加治木町木田 1784	63-5729	(錦江第3地区、 木田第2地区)
11	始良市消防本部(本部庁舎)	加治木町木田 2041-1	63-3287	(木田第2地区)
12	中野地区集会施設	加治木町日木山 1177-5	63-5285	(中野地区)
13	竜門小学校	加治木町小山田 1363	63-3446	(小山田地区)
14	龍門陶芸・健康の里「陶夢ランド」	加治木町小山田 1583-1	62-1000	(小山田地区)
15	永原小学校	加治木町西別府 594	62-2816	(西別府地区)
16	永原小学校区公民館	加治木町西別府 2490	73-5287	(西別府地区)
17	辺川地区多目的集会施設	加治木町辺川 801	62-2111	(辺川地区)
18	始良公民館	西餅田 589	66-2044	(建昌小校区)
19	建昌小学校	東餅田 2405	65-2004	(建昌小校区)
20	中央図書館	西餅田 489-3	64-5600	(建昌小校区)
21	松原なぎさ小学校	松原町1丁目 23-1	73-7931	(松原なぎさ小校区)
22	松原地区公民館	東餅田 3141	65-7478	(建昌小校区)
23	始良小学校	西餅田 2726	65-5655	(始良小校区)
24	始良高齢者福祉センター	西餅田 3311	65-3218	(始良小校区、 建昌小校区)
25	働く女性の家	西餅田 3311-1	65-7843	(始良小校区、建昌小校区)
26	重富中学校	平松 7092	65-2109	(重富小校区、始良小校区)
27	脇元地区公民館	脇元 158	65-1648	(重富小校区)
28	重富地区公民館	平松 6252	65-2270	(重富小校区、始良小校区)
29	始良市総合運動公園	平松 2392	66-4815	(西始良小校区)
30	西始良小学校	西始良 1-37-1	66-1870	(西始良小校区)
31	県立始良高等技術専門校	西餅田 1120	65-2247	(西始良小校区)
32	帖佐中学校	西餅田 1586	65-2021	(帖佐小校区)

	避難施設	所在地	電話番号	避難地域
33	帖佐小学校	鍋倉 663	65-2036	(帖佐小校区)
34	三船小学校	増田 399	65-2371	(三船小校区)
35	三叉コミュニティセンター	寺師 818-3	67-3817	(三船小校区)
36	山田中学校	下名 977	66-2504	(山田小校区)
37	山田小学校	下名 1018	65-2506	(山田小校区)
38	山田地区公民館	下名 1188	65-2501	(山田小校区)
39	上名地区農村振興センター	上名 2683-2	68-0048	(山田小校区)
40	始良生活改善センター	北山 849-3	68-0328	(北山小校区)
41	郷土芸能等「伝承館」	北山 852-1	54-4125	(北山小校区)
42	北山小学校	北山 3783	68-0280	(北山小校区)
43	木津志出張所	木津志 1844-2	68-0256	(北山小校区)
44	えぼし館	北山 2659-1		(北山小校区)
45	蒲生高等学校	蒲生町下久徳 848-2	52-1155	(下久徳地区)
46	下久徳地区いきいき交流センター	蒲生町下久徳 544-2	52-9007	(下久徳地区)
47	川東地区いきいき交流センター	蒲生町上久徳 320-2	52-1945	(川東地区)
48	中央A地区いきいき交流センター	蒲生町上久徳 2516	52-1050	(中央 A 地区)
49	迫地区いきいき交流センター	蒲生町久末 18-6	52-1040	(迫地区)
50	蒲生高齢者福祉センター	蒲生町白男 347	52-1400	(迫地区、八幡地区の一部)
51	蒲生小学校	蒲生町上久徳 2252	52-0009	(中央A・B地区、 川東・米丸・八幡地区)
52	蒲生中学校	蒲生町北 10	52-0100	(北地区)
53	米丸地区いきいき交流センター	蒲生町米丸 1618-1	52-1981	(米丸地区)
54	久末地区公民館	蒲生町久末 1304	52-9785	(久末地区)
55	温泉センター「くすの湯」	蒲生町白男 1504	52-9976	(白男地区)
56	結の里「大山館」	蒲生町白男 5548-1		(大山地区)
57	新留地区公民館	蒲生町白男 2834-2	52-9645	(新留地区)
58	西浦小学校	蒲生町西浦 815	52-0314	(西浦地区)
59	小川内地区いきいき交流センター	蒲生町西浦 4187-2	52-9377	(小川内地区)
60	漆小学校	蒲生町漆 317	52-8600	(漆地区)
61	上名村づくり活性センター	上名 303-5	68-0240	(山田小校区)
62	山田校区コミュニティ協議会事務所	下名 1073-4	73-7434	(山田小校区)
63	漆の里「万来館」	蒲生町漆 301-1	52-8778	(漆地区)
64	蒲生体育館	蒲生町北 24-1	54-3356	(北地区)
65	大楠運動公園多目的屋内運動場	蒲生町白男 293-1	54-3356	(中央 A・B 地区)

備蓄品リスト

【食料品等】

備蓄品名	数量	備 考
食 料	2 9 5 2 食	
飲料水	4 5 6 本	

【生活必需品等】

備蓄品名	数量	備 考	
毛 布	8 4 1 枚		
タオルケット	1 8 6 枚		
枕	1 3 0 個		
発電機	ガソリン式	6 台	
	カセットボンベ式	3 6 台	
投光器	バルーン	3 台	
	バロゲン	1 5 台	
懐中電灯	2 6 個		
ベッド	簡易ベッド	1 6 個	
	段ボールベッド	1 3 4 個	
	折り畳み簡易ベッド	2 3 個	

【医療・衛生用品】

備蓄品名	数量	備 考
簡易トイレ（ポータブル）	2 2 7 個	
レディースセット	2 0 セット	

【作業資材】

備蓄品名	数量	備 考	
ブルーシート	4 8 枚		
ロープ	トラ（100m）	1 5 個	
	トラ（200m）	1 3 個	

【緊急通信】

配 備 品	配 備 先
移動系デジタル無線 （半固定型）10 台	野地区公民館、辺川地区多目的集会施設蒲生生活改善センター 新留地区公民館、西浦地区いきいき交流センター、旧大山小学校 始良生活改善センター、旧堂山小学校、木津志出張所 上名地区農村振興センター
移動系デジタル無線 （携帯型）2 台	竜門小学校、北山小学校

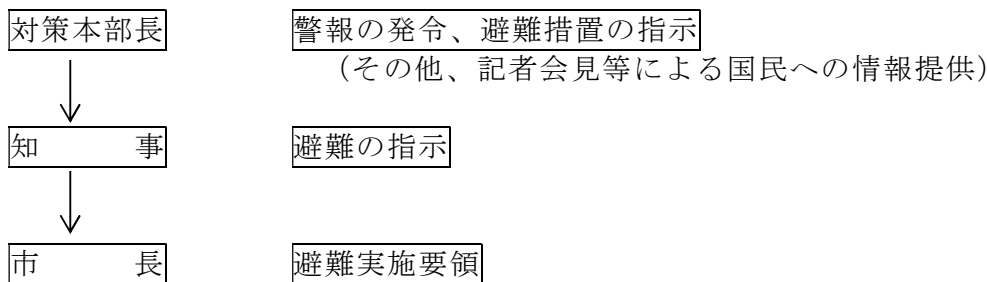
避難実施要領

弾道ミサイル攻撃の場合

- 1 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- 2 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、又、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

始 良 市 長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

(1) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市（町村）の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する。（その際、コンクリートの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。

(3) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

(4) 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(5) 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。

(6) 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

3 その他の留意点

(1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

(2) 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- 1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- 2 その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動を並行して行われることが多いことから、警報の内容とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- 3 以上から避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

（屋間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、鹿児島海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるをえないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

始良市長
○月○日○時現在

1 事態の状況

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

始良市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、○○市・○○小学校に避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市(町村)長を長とする市(町村)対策本部を設置する。

イ 職員の現地派遣

職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の○○市・○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける現地調整所に派遣している市職員(消防職員含む)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区 約200名、A公民館、市保有車両×4 ○○バス2台

(イ) B地区 約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台

(ウ) C地区 約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所
〇〇日 15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路
国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市（町村）広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し「避難プラン」に沿って、次の対応を行う。

a 〇〇病院の入院患者5名は、〇〇病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。

残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては近隣の住民に声をかけあうなど相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態

度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市（町村）長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が鎮静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡先・調整先

(1) バスの運転手は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

(2) バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。

(3) 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

(4) 対策本部設置場所：始良市役所〇〇会議室

(5) 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市町の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

始 良 市 長
○月○日○時現在

1 事態の状況

○日○時○分に○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き○地域で戦闘が継続している状況にある (○日○時現在。)

2 避難誘導の全般的方針

- (1) ○地区に所在する者に対しては、最終的に当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (2) 武装工作員の行動に関する情報について、正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まるほうが不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時避難させる。
- (3) 武装工作員による攻撃が当該地域において一時又は最終的に収束した場合には県警察、鹿児島海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。
- (4) 新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途その内容を伝達する。

3 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

○時現在、○地区については、○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は○地区については、事態が鎮静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○地点の救護所、○病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、○地点の救護所及び○病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

5 安全の確保

誘導を行う市 (町村) の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市 (町村) 対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が鎮静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市 (町村) の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（一例）

始 良 市 長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の○○区域及び○○区域及びその風下となる地域（○○）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約○○名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○地区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

設置を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 職員の現地派遣

職員4名を爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、鹿児島海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護 保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医

療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等と搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入の調整を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入の調整を行う。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物ではなるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密封するとともに、手顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(7) 安全の確保

市の職員において二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

(1) 対策本部設置場所：始良市役所

(2) 現地調整所設置場所：〇〇

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

(避難誘導における留意点)

1 各種の事態に即した対応

- (1) 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- (2) 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、鹿児島海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- (4) 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- (5) 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際住民への住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- (1) 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容(特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況、またそれを受けた知事による避難)の指示を踏まえた対応が基本となる。
- (2) 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- (3) 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- (4) 市対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できる実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- (5) 避難誘導の開始や終了時間問題が生じた時などは現地調整所に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- (6) また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- (1) 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- (2) 武力攻撃やテロについては我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- (3) その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても可能な限り提供すべきである。それは住民にとっての安心材料になるものである。（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）
- (4) また「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により残留者の説得を行わなければならない。
- (5) 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- (6) 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については民生委員やボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには平素より十分な連携を図っておくことが求められる。
- (7) NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者、障害者等への配慮

- (1) 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- (2) 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ア 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
 - イ 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ウ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - エ 一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定等（地域の災害時要援護者マップを作成する等）
- (3) また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- (4) また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- (5) なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ避難支援プランを策定する方式。 ・ 必要な支援等をきめ細かく把握することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者が過多となる場合は、業務要援護量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ (制度を周知した上で) 自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者が過多となる場合は、業務要援護量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。登録を希望しない者への対策が必要。 ・ 共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと災害時要援護者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市(町村)が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析のうえ要援護者を特定する方式。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。 関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- (1) 避難は現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- (2) したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- (3) また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- (4) 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- (5) このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

ア 住民は恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから誘導に当たるものはより一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし

て、その活動に理解を求めること。(自主防災組織等には特殊標章の交付も)

ウ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

エ 近隣の住民に、声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促す。

6 学校や事業所における対応

- (1) 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- (2) 例えば、学校については時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする(登下校中や課外活動中に学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。)
- (3) こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- (1) 災害時の民間企業の役割として「企業内の防災」のみならず「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- (2) 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供(例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供)は、大きな効果を生む。
- (3) このため、各地域において、こうした取り組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取り組みの促進

- (1) 災害時では「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- (2) 事案の発生直後は危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- (3) 各市(町村)においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

- (4) 攻撃発生当初の段階では個々人の判断により現場における次の行動を考える。
- ア 爆発音を聞いた直後はとっさに低い姿勢になり身の安全を守るとともに周囲の状況を確認する。
 - イ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
 - ウ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って落ち着いて行動する。
 - エ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。